

Title	中宮亮兼房をめぐって
Sub Title	Some remarks on Chugunosuke-Kanehusa
Author	川村, 晃生(Kawamura, Teruo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1973
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.32, (1973. 2) ,p.29- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00320001-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中宮亮兼房をめぐつて

川村 晃 生

一般的に、八代集の歴史は、三代集とそれ以後の集とに別つて論じられる。すなわち、古今集・後撰集・拾遺集の三集が一グループとして取り扱われるのに対して、後拾遺集以後の集はそれらとはやや趣の異つた類のものと考えられていると言つてよからう。このことは、拾遺集から後拾遺集にかけての、ほぼ十一世紀をおおう勅撰集の空白期が、八代集の歴史に於いては例外的に存在したことに起因するかもしれないし、それに関連して三代集と以後の集との間に歌風の上での相違点が見られることによるかもしれない。つとに藤原俊成は、その著わす「古来風躰抄」において、「たゞ、上、萬葉集より始めて、中古、古今・後撰・拾遺、下、後拾遺よりこなたさまの哥の云々」と、その史的区別を明らかにし、つゞいて後拾遺集の歌風に関して、「されば、げにまことにおもしろく、聞き近く、物に心得たる様の歌どもにて、をかしくは見ゆるを、撰者の好む筋にや、ひとへにかしき風躰也けん云々」と述べている。俊成の言うひとへにかしき風躰を、どのような意味合に受けとめるとしても、少くとも如上の事実から、後拾遺集にそれ以前の集のもつ歌のよみぶりととは別趣なものが認められることだけは断言してよからう。とすれば、此の別趣なるものの発生の母胎はどこに求められるべきであらうか。

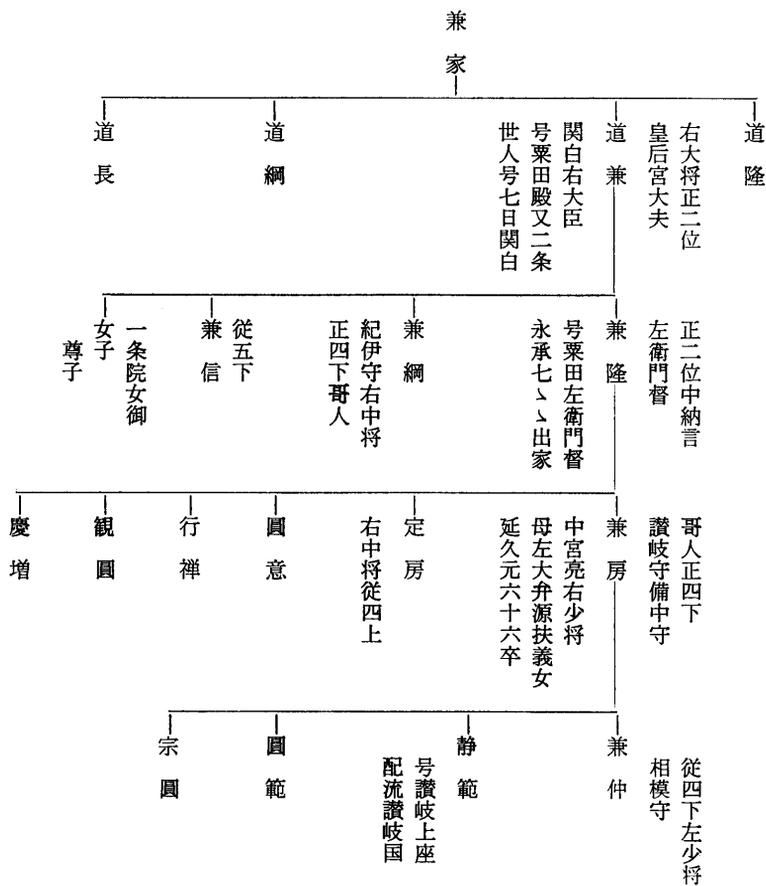
実に、此の問題を解くためには、道長・頼道延いては教道らによって支配された撰関体制の中であたゝめられながら、その終焉期に

成立した後拾遺集の、同時代歌人として認められる歌人達を、ひとつには別個にそしてもうひとつにはグループ的に捉えていく作業に始まらなければならぬ。例えば袋草紙が江記を引いて、「往年有六人党。範永、棟仲、頼実、兼長、経衡、頼家等也」と記して後拾遺集時代の受領層歌人達のひとつの結集に注目したことは、その嚆矢と言えようか。そうして、此の六人党の歌人達が単にひとつの枠内にとどまって文学活動を行なったのではなく、彼らが彼らをとりにまく宮廷貴族歌人達や、能因法師といった生活様式上からはひとまず宮廷文化圏外におくことのできる歌人を、複雑につみこんでいったところに、和歌創作の場が形成されていったことは注目する必要がある。そういった視点から、後拾遺集及びそのものつ問題性を考えてみる時、中宮亮藤原兼房は決して見逃すことのできぬ人物ではなからうか。本稿の末尾に記してあるところからも知れるように、兼房の後拾遺集入集歌数は七首で、彼をして後拾遺集時代を代表せしめる歌人とすることはできない。けれども筆者は、勅撰集の入集歌数の多少によってのみその歌人を和歌史上に位置づけることに躊躇するものである。以下は、藤原兼房が十一世紀の和歌史に於いて果たした役割について、さゝやかな論考を試みたものである。周知の如く、勅撰集以下各種の歌合や私撰集、或いは数人の当代歌人達の私家集を除いては、当時の日記類や史書などにわずかに散見されるにすぎない兼房について、憶測を加えつゝ論を展開することは筆者の好むところではない。けれども、俊成の言うひとへにをかき風躰なる後拾遺集を成立せしめた当代歌人達の和歌創作活動の一端にふれようとする時、資料の多少を問わず、現在明らかなくとも、けれども藤原兼房という歌人について論じておく必要があると思われる。

以上の如き意味合から、藤原兼房という一貴族歌人について、その生涯や人間的性格及び歌人としての持つ意義などの諸点から考察を試みたく思う。

※

藤原兼房の出自ならびに家系を、尊卑分脈によって記すと次のとおりである。



正暦元年(九九〇)五月八日、藤原兼家は病によって関白位を返上、出家して如実と号した。のち、すなわち同年七月二日、六十二才をもって兼家は薨するが、兼家が関白位を辞するのをうけて彼の長子道隆がその後を継いだ。しかし、北山茂夫氏のあらわすところを借りて記すならば、³⁾「この継受は順当であるが、人にまさる酒豪で放胆な性格のかれ(道隆—筆者註)も、同腹の弟の、道兼、道長が踵を接してつづいており、みずからの家系の将来にそなえてその女定子を一条天皇の後宮におくりこんで女御とし云々」という次第であり、我々は此の時点においてすでに、後の、近親間における関白位争奪の模様を想像することは易い。さて、五年後の正暦五年、鎮西に疫病が起った。後に、百練抄はその凄惨な模様を、「自正月至十二月天下疫死者尤盛。起自鎮西及京師。四五六七月之間殊盛。死者過半。五位已上六十余人也。道路置死骸。」と伝えている。翌正暦六年前年につづき疫病は以然としておさまらず、よって同年二月十六日長徳と改元したものの、その験もなく、四月十日、正二位関白藤原道隆は撰関位五年にして疫病のために薨じた。そのあとをうけて、兼房の祖父道兼が関白位を継ぐわけであるが、彼も道隆に同じく疫病により五月八日三十五才をもって薨じた。在位期間わずか十二日で、世に七日関白といわれる所以である(尊卑分脈・道兼の項傍注参照)。此の両関白の相次ぐ病死によって、以後周知の如く道長と伊周との間に、関白位をめぐる争いをみるわけであるが、こゝにその経過を述べているいとまはない。今、銘記しておくかなければならないことは、兼房の祖父道兼がわずか十二日間とはいえ、ともかくも関白位をつとめたという事実と、約十年間の撰関位空白期において道長が撰政位についたことの二つである。すなわち、道兼にみる如く、兼房は撰関家の直系としてその栄達をみるはずでありながら、現実には道長以下頼通・教通らが撰関として君臨する世に、その身を処していかねばならなかったという事実である。現に、兼房の父兼隆が正二位中納言となつたのに比して、兼房は正四位下を彼の最終官位としてその生涯を閉じねばならなかった。兼房という一受領貴族を考える上で、このことは少なからぬ重要性をもつものと思われが、これに関しては後述することゝしたい。一方、歌学大系所収するところの「和歌色葉」は、「前讃岐守藤原兼房、中納言兼澄、卿息」と伝え、「勅撰集作者部類」(和歌文学大辞典所収)も、「兼隆、一に兼澄とす。一応これを採る」と兼房の項に記している。これは恐らく、隆と澄との草体の類似による混乱であろう。通例に従い、父名兼隆としておく。

つぎに、兼房の母及びその家系について考えてみたい。兼房の母は、尊卑分脈傍注よりして、左大弁源扶義女であると知れる。正四位下左大弁を最終官位として、長徳四年(九九八)七月廿五日に卒した参議源扶義は、「公卿補任」正暦五年の項に初出する。同書該当部注によれば、扶義は文章生出身で、その出身官僚にふさわしく、図書助、式部少丞などを勤めた後、河内守・右少弁・左少弁を歴任し、永祚二年(九九〇)十月五日中宮権亮となり、正暦四年七月八日には中宮権大夫に任じ、卒する迄同官にあった。源扶義が中宮権亮、中宮権大夫としてその官にあづかり、後述するように扶義卒去後約二十年にして兼房が同じく中宮権亮になったことは、源扶義女が兼房の母であることを考える上で、何らかの暗示を与えるものであろうか。因みに、兼房の父兼隆は、公卿補任によって検するに、中宮職を歴た形跡はない。

さて、こゝで兼房の母扶義女自身についてふれておきたい。この扶義女とされるものゝなかに、従来論議を呼んできた二人の女房がいる。すなわち、「紫式部日記」・「栄花物語」などにみられる大納言君と少将君とである。この二人に関しては、すでに萩谷朴氏が論考されておられるが、こゝでは煩瑣となるを厭い、その結論のみを使わせていたゞくこととする。同論文によれば、従来の説を自説をもふくめて、次のように分類せられている。

- (1) 大納言君は源時通女源則理妻、後に藤原道長妾であるとする説。(時通は扶義の弟(八筆者註))
- (2) 大納言君は源扶義女源則理妻、道長妾藤子(又は遍子)であり、少将君・大納言君はともに姉妹であるとする説。
- (3) 大納言君を源扶義女とするよりも、時通女とする方に妥当性を認めるが、扶義女説をあながちに否定してしまうわけにはいかないとする説。

(4) 大納言君が扶義女で、少将君が時通女であるとする説。(栄花物語・初花の巻の内、大納言君は少将君の誤りとする)

うち、萩谷氏は(4)説を新たに示され立証を試みておられるが、松村博司・山中裕両氏によって校注された「栄花物語」(岩波・古典大系本)補注においては、「大納言君の時通女説を否定し去ることは、なお疑問がのこる」とされている一方、兼隆卿室兼房母の扶義女に関して萩谷氏は、「大納言君とみる可能性も生じるが(中略)―決して臆断を急ぐものではない」とされて、兼房母に大納言君と考

え得る可能性も認めながら、なおその判断を保留しておられる。筆者はおゝむね萩谷氏の論考に従いたく思う。今、兼房母II大納言君と認め得る資料は見当らない。前記の栄花物語初花の巻本文には、

中宮には、この頃殿の上の御はらからに、くわがゆの弁といひし人のむすめいと数多ありけるを、中の君、帥殿の北の方の御はらからの則理に婿取り給へりしかども、いと思はずにて絶えにしかば、この頃中宮に参り給へり。(中略)大納言君とぞつけさせ給へりける。

とあって、大系補注説の如く、くわがゆの弁(勘解由の弁)を源扶義とする可能性も残されている。というのも、扶義・時通ともに勘解由弁であったことを記す積極的資料はなく、流布本系栄花物語の藏人弁なる記載に従って解する方が妥当であるからである。藏人弁とすれば扶義・時通のいづれにも解する根拠があり、この藏人弁を扶義に解せば、本文の記す如く扶義女なるものは多数に及んだと考えられ、兼房母II大納言君と考える可能性は一層少なくなるのである。

従って筆者は、兼隆室兼房母に関して、萩谷氏とともにその判断を保留せざるを得ない。管見に入った資料の範囲において、兼房母と見做し得る扶義女を決定づける根拠を、今提示することはできないのである。

※

ともかくも、以上述べ来ったような家系のもとに、藤原兼房は長保三年(一〇〇二)に生まれた。こゝでしばらく、兼房の一生を明らかかなところだけで記しておきたい。上記の兼房の生年は、書院部藏土右記延久元年(一〇六九)六月四日の条に「前讀岐守兼房朝臣卒。年六十九」とあるのを逆算することによって求められる。時に父兼隆十七才の折である。たいていの貴族の、その幼年時が明らかではないように、兼房の場合もそれを知り得るすべはない。兼房が当時の記録に初出するのは、権記寛仁元年(一〇一七)八月九日の条ではあるまいか。同記によれば、「右近将兼房」とみえて、尊卑分脈傍注の右少将なる記事にも一致し、当時近衛府に勤仕する官僚であったと思われる。同日は敦良親王(のちの後朱雀帝)立太子の日であり、兼房は啓陣してその役を無事果たした模様である。つゞい

て同年八月十日、左経記によれば、資業らとともに東宮昇殿を聴されている。同記該当部には、已上十一人五位とあって、当時五位であったことが知れる。ところが、翌寛仁二年四月一日、兼房は一方ならぬ失態を演じた。小右記の記すところを引いて述べれば次のような次第である。

昨日藏人頭定頼及侍臣数多会尚待直慮。群飲之間、兼房朝臣罵辱定頼、不可敢云、以足蹴散定頼前菓子云々。

すなわち兼房は、尚侍（威子）の直慮において、集まり酒を飲んでいるうちに、藏人頭定頼を罵りつた上、定頼の前にある菓子を足蹴にしたのである。これによって兼房は一時参内停止となるが、このような兼房の粗暴な性格は後述するところからも知れ、兼房という人間を考える上で見逃すことのできない点である。

さて、まもなく参内停止処分もとけたらしく、兼房は寛仁二年十月十六日威子立后に際して中宮権亮従四位下の官位を得たようであり、小右記同日の条には「権亮従四位下藤原朝臣兼房」なる一文がみえる。周知の如く、この威子は藤原道長の女であり、上東門院彰子の妹にあたる人で、後出の二条女院章子内親王の母であることは注意しておいてよい。つよいて御堂関白記の記すところによれば、同年同月廿二日の叙位において従四位上に昇進した模様であるが、以後、兼房の位は遅々として上らず、長元二年（一〇二九）二月正四位下に任ぜられたものゝ、没する迄同位に甘んじねばならなかった（小右記同年二月廿四日の条）。一方、中宮権亮の役職は威子崩御迄のかなり長い間にわたっており、その間種々の官を兼任したようである。

さて、治安元年（一〇二一）十二月廿三日、兼房はまたも失態を演じた。こゝで兼房の粗暴の性格の証左となるものを一括して挙げておきたい。日本紀略同日の条は、「宇佐八幡火災。其日、御仏名間、中宮権亮兼房、少納言経隆、於出居座撃獲云々」と伝え、つよいて同三年十二月廿六日には宮内少輔明知朝臣といさかいをおこした。小右記同日の条によれば、「右馬頭兼房中宮亮、於藏人成任宿所招呼中宮侍宮内少輔明知朝臣、以従者令打調放咲言。被曳破表衣。到関白宿所怒訴。亦兼房同到関白被追立兼房……」という有様であった。加えて、目崎氏は「日本紀略長元二十廿二に兼隆卿の邸で勘解由判官某が前駿河守某を殺害する様な不祥事が出来したのも兼房の悪友ではないかと推せられ……」と述べておられる。なお、前引の小右記治安三年の条からすれば、同年前後兼房は中宮権亮のは

かに右馬頭の官にもついていたのであり、後述の如く栄花物語（御賀・衣の珠の巻）にも右馬頭の職名がみられることを付記しておく。

治安三年八月、太皇太后彰子は土御門殿において歌会を催し、これに兼房は「秋の月光さやかに」池の水ながくすむ」という二題のもとに和歌二首を詠進している（栄花物語・御裳着の巻、及び歌（25）・（26）⁶参照）。つづいて同年十月十三日、道長北の方倫子の六十賀が土御門殿において行われ、中宮威子も行啓、兼房は事終るに及んで、経輔・良頼・実康らとともに、萬歳楽を舞ったと栄花物語（御賀）は記している。三年後の万寿三年（一〇二六）五月、皇太后妍子によって枇杷殿に法華八講が催された。同じく栄花物語（衣の珠）によれば、その五巻の日兼房は以然右馬頭の官にあって八講に奉仕していることが知れる。翌万寿四年十二月四日、入道前太政大臣道長は法成寺において六十二才を以て薨じたが、以後の兼房の生活は余り明らかでない。前述の如く、長元二年（一〇二九）には正四位下と昇進したが、中宮権亮の役職からかわった形跡はみられない。

長元五年十月十八日、上東門院彰子は高陽院において菊合を催した。道長薨去後、頼通後見によると考えられているこの菊合において、兼房は袋草紙の伝えるところによれば左方講師をつとめている。兼房時に三十二才で、この折講師をつとめたことからして、この頃既に官廷歌人達の間での兼房の歌人としての地位が或る程度固っていたとは考えられまいであろうか。後述するいくつかの歌合に於ける兼房の役割からも、このように判断して大過ないように思われる。つづいて、長元八年五月十六日関白左大臣頼通歌合が同じく高陽院において行われた。世に高陽院水閣歌合として著名である。この歌合に兼房は右方歌人として一首を詠進した可能性もあるが、（歌（28）・注（19）参照）それはともかく、右方歌人の中心となつて活動したことが推察せられる。すなわち、兼房は右方講師としての任をつとめたのみならず、右方歌人は兼房宅に会して歌合への準備をしており、その有様を左経記は「今朝左人々会合頭弁許、右人々会中宮権亮宅、定雑事云々」と記している（同年五月五日の条）。加えて、頼通息通房の取扱いについて兼房と経輔との間に論議がかわされていることは、ひとまず兼房の歌人としての地位を察する一助とならう（左経記、同年五月四日の条）。また、同歌合を伝える栄花物語（歌合）には「兼房の右衛門佐」なる記事が見えて、この右衛門佐が兼房の官であるとすれば、この前後右衛門佐を兼任して

いたものと思われる。一方、同年正月廿日、公卿補任によれば父兼隆が中納言を辞すにかわって兼房は備中守をも兼任遙官したようである。翌長元九年四月十七日、後一条天皇は病によつて崩御、栄花物語（きるはわびしとなげく女房）の伝えるところによれば、諸人の嘆きも一方ならぬものであったが、とりわけ兼房は、「兼房の中宮の亮のいひ統けて泣く声のおどろおどろしきもあはれなり」と伝えられて、一様ではない。御葬送に際して相模は「程ふれば慰む方もあるべきを絶えぬ涙の雨はいかにぞ」と兼房の許に詠み送っている。つゞいて、同年九月六日中宮威子も崩御せられた。相次ぐ崩御によつて兼房の悲嘆は察するに余りあるものであったろう。わけても中宮威子は、兼房が中宮権亮として親しくお仕えした方であった。栄花物語（同上）は「権亮宿直所に、のどやかに経など説みてながめけるけしきもあはれなるに言ひやる、出羽弁」と、出羽弁と兼房との和歌の贈答を伝えている。

さて、この後の兼房の官歴は判然としない。中宮崩御後、兼房が何らかの官を得たしるしはなく、萩谷氏の指摘されるところに従えば、春記長暦二年（一〇三八）十一月廿九日の条以下数ヶ所にわたつてその名を見い出すことはできるが、官職名の記載はない。うち、わずかに春記長暦三年十一月七日の条に「中将兼房」とみえるが、公卿補任同年の項に、左中將には藤原兼頼の、右中將には藤原兼経の記載があつて、中将兼房というのはそのいづれかの誤伝と思われる。春記長久二年三月廿六日の条には「備中前司兼房、地下者也如何」と記されているところからすれば、この前後無官であつたと考えるのが妥当であらう。春記「中将兼房」の記載は信じ難い。

ところが、兼房は永承四年（一〇四九）十一月九日内裏歌合十一番及び十四番左に、再び中宮亮兼房朝臣として詠進している（歌（2）・（15）参照）。当時の中宮は威子女皇子内親王であり、その立后は永承元年七月十日のことであつたが、兼房と皇子内親王との関連を考える上で、次の栄花物語にみられる一文をこゝに引用しておかねばならない。

中宮（威子―筆者註）は、この頃里に出でさせ給へしとて、大殿の左衛門督の東院の御家にぞ出でさせ給へければ、左衛門督は皇后宮の三条の宮へ渡り給ひて、こゝをば造りのゝしらせ給とぞ（衣の球）

かくて中宮、神無月になりぬれば、左衛門督の家にしらせ給へしとて、中宮は御衣をばさしませ給へしとぞ（わかみづ）

引用本文及びそれに続く文章よりして、威子は出産のために左衛門督（兼隆）の家に退出、そこで御子皇子内親王を出産されたと知

れる。章子が兼房の父兼隆の家で誕生したことは、永承四年時の兼房に中宮亮の官名がみえることにわずかばかり関係するのではあるまいか。加えて、章子母中宮威子に中宮(権)亮として長年にわたって仕えたという兼房の官歴も関係しよう。こゝでは、兼房が章子立后に際して中宮亮に任ぜられたとみて大過あるまい。翌永承五年六月五日祐子内親王歌合においても、二・八・十四各番右に詠進し、歌合日記によれば和歌清書に際し下絵を書いている。つゞいて天喜二年(一〇五四)秋兼房は任地播磨において、自ら主催者となって歌合を催した。この兼房主催の歌合は、従来群書類従卷二一三に「播磨守兼房朝臣歌合」として収められ、その成立年代は不明であったが、萩谷氏の考証によって現在明らかである。同氏によれば、「永承四年二月五日以後天喜二年二月廿三日までは正四位下藤原隆佐が、天喜五年二月廿日以後は正四位下藤原泰憲が任じていて、他には見えないから、天喜二年二月乃至天喜五年二月の間、兼房が播磨守に任じていたと考えることは決して不当ではない」とされ、夫木抄に天喜二(六イ)年とあるのによって、その成立年時を天喜二年秋とされた。一方歌(17)によって、兼房が任地播磨に赴いたことも確実である。今、この歌合を構成する歌人のほとんどを明らかにすることはできないが、ともかくも兼房が主催者として歌合を行ったことだけは注目しておいてよからう。なお、この歌合以前、兼房は道雅障子絵合に筆頭歌人として和歌を詠進していることが明らかである(歌(3)・(8)・(23)・(24)参照)。

以後兼房の動向は再びはつきりとしなくなる。柴花物語(根合)によって、天喜四年四月卅日の皇后宮寛子春秋歌合時に、「左には内の御製ありけり。こなたかなた劣らじと定め給。民部卿、右の大殿中宮亮兼房などいひ定め給」とみえて、中宮亮としての在京が確められるが、その後没年迄の十数年間の生活は詳らになし得ない。前引の土右記に前讃岐守とあることから、没時に近い頃最終官歴として讃岐守であったと考えることは可能である。兼房は中宮(権)亮としてその生涯の大半を送ったものゝ、その赴任如何を別にすれば、国守として任じた国は意外に多い。以上述べ来たところからも、備中守・播磨守・讃岐守などが知れるが、他に美作守(歌(7)参照、後述)、丹後守(歌(10)・(16)参照)の任官を知ることができる。うち、丹後守、播磨守、美作守としての任国が確められ、都と離れた地方での生活が兼房の歌人的成長を促す一因となったことも想像される。播磨での歌合の主催はその証左の一つといえようか。

※

以上の如き兼房の一生から、兼房の肉人的な性格を抽出するとすれば、まず第一に既述したところの粗暴性を挙げてよからう。又、後一条天皇崩御時の兼房の有様を描いた栄花物語本文「兼房の中宮の亮のいひ統けて泣く声のおどろおどろしきもあはれなり」という一様でない嘆き方から考えて、彼の多感な性格も捉えておいてよいであろう。この二つに共通して考えられることは、彼が感情の起伏のはげしい人間であったということである。そうして、このような感情豊かな性格は一方で色好みの性格にも通じるものではあるまいか。彼が明らかに関係したと思われる女性を数え挙げていくと、やはり少くないことに気付く。まず、尊卑分脈兼房の子兼仲の傍注には、母中宮亮高雅女とあって兼房と高雅女との関係が知れる。高雅は、権記寛弘二年二月七日の条に「宅主羞撰、中宮使亮高雅」とみえて、中宮亮として兼房の先輩格にあたるが、このことは兼房と高雅女との関係を考える上で少なからず意味をもつものと思われる。一方、「和歌色葉」左大臣家少輔の項には、「前讀岐守兼房女。母江侍従」とあって、兼房と江侍従との関係も想定される。現に後拾遺集(卷十五・雜一)には、「兼房の朝臣月いでばむかへに来むとたのめておとせざりければよみ侍りける」という詞書をもつ江侍従の詠一首があつてその傍証となる。

桂宮本和泉式部集には、「やすまさにわすられて侍しころ、かねふさの朝臣とひて侍しかは」という詞書のもとに詠まれた和泉式部の歌がみえて、兼房と和泉式部との関係を暗示し、新統古今集(恋五・歌(16)参照)の兼房の詠一首は某女との関係を教えている。この女が誰であるか知る由もないが、別に後拾遺集(卷十六・雜二)には次のような歌がみえる。

兼房朝臣女の許にまうで来て物語し侍りけるをかくと聞きてうたてといひ遣したりける返事に、物越になむ女のいひおこさせ侍りければよめる

中納言定頼

古のきならし衣今さらにそのものごしのとけずしもあらじ

この一首は、一人の女をめぐって兼房と定頼とのあらそいを想わせる。目崎氏はこのこと、前記の小右記寛仁二年四月二日の条にみた兼房と定頼との間に起つた事件とを関連するものかとも推測されておられるが、だとすれば兼房の粗暴なるいくつかの行動も単に性格的なものとしてのみ片付けることはできないであろう。いずれにもせよ、彼の多感性と色好みとは切り離して考えるべきではないよ

うに思われる。

さてもう一つ、こゝに記しておかねばならない兼房の性癖として、庭への関心がある。美作守赴任時の詠一首(歌(7))は、「みまさかの守にて侍る時滝のまへに石たて水せき入れてよみ侍りける」という詞書をもつのであって、この点に庭園への関心度を認めてよいであろう。勿論平安から鎌倉時代にかけての貴族達が庭園に多大な興味を示していたことは、作庭記のような書物の出現を例に引くまでもなく、当時の文学作品の中に多くみられるところではあるけれども、兼房もその例にもれない。能因法師集(桂宮本、連番243)には、「備中前司(兼房)筆者註」の四条のいへのいとをかしうみゆるにかうきこゆ／ひとしれすあましことに我いひしやとのすまゐをわかみつるかな」という歌がみえる。この一首は兼房の館のをかしさを詠んだものであるが、この歌の内容に庭をふくめ考えてもよいであろう。兼房と能因とは、後述する如く親密な間柄であったと思われるが、能因法師集には別に次のような詠もみえる。すなわち、「故津守保昌朝臣の六条の家をみればみやきのおもひいてうへし秋草ともいとあはれなり／宮木のをうつし／宿の秋のゝはしのふ草のみおふるなりけり」(連番178)という一首であって、保昌が宮城野にならって庭を作っており、それが能因の歌の素材となっていたことが知れる。或いは又、袋草紙はその上巻に、「能因は古曾部より毎年花盛に上落して宿大江公資が五条東洞院家云々。件家南度有^二桜樹。為^レ翫^ニ其花。云々」と伝えている。これからすれば、公資の家の庭の桜は能因法師が毎年わざわざそれを見に上落するほどの桜樹であった。能因と大江公資が交友関係にあったことは、既に能因法師集において明らかであるが、こゝで能因のすきもの性格について考えてみる時、彼と交友関係にあった人々に同様な性格をみるのは無理であろうか。能因は自身、集中に、「京にて好事七八人許月の夜客にあふといふ題をよむに」という詞書をもつ歌を残して、彼とともに居る人々を好事と限定している。とすれば、能因と交友関係にある人々の中に、すきもの性格をみるのもあながち無理なこととは言えない。上に引用した兼房・保昌・公資はいづれも受領層貴族である。例えば高陽院の如き豪邸を作ることのできるわけでもない彼らが、かほどに庭に固執したのは風流を愛するすきもの的な性格によるものではなかったらうか。加えて、前述の如く兼房が永承五年の歌合に下絵を書いていることから、萩谷氏の指摘されるように、彼に絵心があったことも知れ、庭事と同様に彼の風流なる行為の一つとして考えてよからう。

以上から兼房の性格を、(1)多感性、(2)色好み、(3)すぎもの的性格、の三つの点にみてよいであろう。ではこのような性格を単に天性のものとして考えてよいであろうか。勿論、その資質を天性のものに認める必要はあろう。けれども、そのような性格を形成する要素が彼の環境に認められはしないであろうか。そのことに思いを馳せる時、めぐまれない彼の官途を考慮する必要がある。さきに述べた如く、彼は撰関家の直系として官位の上にもその榮達をみるはずであった。それが道兼の突然の薨去によって撰関位は道長系にとつてかわられ、兼房は正四位下中宮亮として一生を閉じねばならなかった。このことが兼房の日常を大きく支配したであろうと想像するのは易い。彼の官途における不遇と不満が前述の如き彼の性格の形成を助長したと言えるのではあるまいか。

※

こうした兼房の性格が、彼と和歌の関係を考える上で、少なからず意味をもつてくると言える。既引の彼の卒年時を伝える土右記本文は、つゞけて彼の性癖を「好和歌暗文字」と記している。取り集めたところで数十首にすぎない彼の詠歌数から、この好和歌という記述が生まれたのは、いさゝか唐突な感じがしないでもない。かりに好和歌という一句によって彼の性癖が表現されるとすれば、彼の数十首の詠歌とは別に、それを裏付ける何かを考えられてよいのではあるまいか。

能因法師集(連珠 213)には、

備中守兼房の館にて 歳暮和歌

はるたゞはをとつれよ君みはふきてぬまのこほりのとくるたよりに
し(松平文庫本)

という詠がみえる。周知の如く、能因法師集はおゝむね年代順に歌が配列されているけれども、この部分にはわかには信じ難くやゝ疑問が残される。すなわち、同集 209・210 は例の伊予における祈雨二首であり、長久二年夏の詠であることが詞書より知れ、221 の詠は同詠が入集する新古今集の詞書から源為善没後翌年の詠であつて長久四年の成立と思われる。とすれば、両首の間にはさまれる 213 の詠は長久二年もしくは三年の歳暮詠と考えるのが自然である。ところが、前記の如く春記長久二年三月廿六日の条には備中前司兼房と

記されていることから、長久二年三月以前に備中守は退任していなければならぬ。よって113の詠の詞書備中守兼房を信用するならば、この歌は兼房の備中守任官時である長元八年以後長久二年以前の成立としなければならぬとなり、能因法師集の配列をそのまま信ずるわけにはいかないのである。

それはともかく、能因が兼房の家において歌を詠んだという点でこの一首は重要であり、題詠であることから歌会の如きものが想定されてよい。

さて、能因と兼房は相当に親交の深かった間柄であるらしい。それは既に、能因法師集における前引の二首(213・223)によって察せられるところであるけれども、新古今集(巻八・哀傷)には「能因法師身まかりて後よみ侍りける／ありし世にしばしもみではなかりしをあはれとばかりいひてやみぬる」という兼房の能因の死を悼む歌一首があってその傍証となる。或いは又、金葉集(巻十・雑下)には次のような歌がみえている。

兼房の朝臣重服になりてこもりゐて侍りけるに出羽弁がもとよりとぶらひたりけるを是が返しせよと申しければよめる

橘 元任

悲しさのその夕暮のまゝならばありへて人にとはれまじや

作者橘元任は能因の子で、この一首から逆に能因と兼房との親交度を類推することも可能である。

加えて、能因が兼房の車から降りて伊勢の家の結び松の前を通り過ぎたという伝説(俊頼髓脳所収)は、両者の和歌への執着を表わして興味深い。一方、従来能因の美作下向(後拾遺集・巻一・春上)は、何の故か不明であったが、目崎氏は「兼房の美作守赴任にしたがってのものではなかったか」と推測され、永承初年のことかとされておられる。この能因の美作下向時の詠が能因法師集にはみえないことから、同氏は同集成立後(寛徳二、三年頃の成立と推定)に美作に下ったものとされ、永承初年頃と推測せられたのであるが、永承初年には前述の如く中宮亮任官が想像されるから、一概に従うことはできない。又、能因の奥州下向が馬を将来し交易することにあつたのではないかという目崎氏の卓見に従うならば、このことも兼房と関係する可能性がある。すなわち能因の奥州下向は万寿

二年以後二度に亘るもので、この年時は前記の如く兼房が右馬頭として馬寮に勤仕していた時代と一致するからである。

ともかく、十才以上年長の能因が上記のような親交を兼房との間にもったことは注目すべき事実ではあるまいか。すぎもの的な性格が両者の間にみられるとしても、そのすぎもの的な性格による和歌への傾倒が両者を強く結びつける深因となったことが想像される。兼房家における歌会への参加はそのことの一つの証左とも言えようか。そうしてこの両者の交友関係を原点に据えて当時の歌人達の動向に目を向けてみると、彼らの和歌創作活動の一端を覗くことができるのである。

類従本橋為仲集甲本は次のような為仲の詠を載せている。

月まつをてらすといふ題中宮亮かねふさの二条の家にて人々おほくありてよみに、

松かえの木影もみえず曇りなき月のつもるやちとせなるらん

この一首は橋為仲が兼房家での歌会に参会して一首を詠じたことを示している。もちろんこの歌会が行われた時日は明らかでない。詞書に中宮亮兼房とあることから、兼房の中宮亮任時のことであろう。それはともかく、こゝでは能因と為仲が深い交友関係にあったことを思う時、重要な意味を帯びてくる。能因は、周知の如く橋氏の出身で、為仲とは同族であった。能因法師集には「はまなのわたりへゆくとして／さすらふる身はいつともなかりけりはまなのはしのわたりへそゆく」(連番 138) という詠がみえるが、この詠は統詞花集に入集しており、同集の「遠江へまかりける時美濃の守義通朝臣国にありときよて云々」という詞書によって、能因が遠江下向の途次美濃国で為仲の父義通と交会したことが知れる。為仲と能因とが交友関係に入ったのもこのような事情がその一因となっていると思われる。為仲集甲本(連番 22)には為仲の淡路守赴任時における能因との邂逅がみえており、淡路守在任時に雨乞の歌三首が能因の影響下に作られていることを考えれば、犬養氏の指摘される如く、能因と為仲とは歌道上の師弟関係という程のものであったとしてもよからう。加えて、為仲集乙本(連番 14)には「その原をたちてみさかをすぐとて／よそにのみ聞きしみさかは白雲の上までのぼるかけぢなりけり」という詠がみえているが、この一首は、「みかはにあからさまにくたるにしなのゝみさかのみゆるところにて／しら雲のうへよりみゆるあしひききの山のかかねやみさかななるらん」(能因法師集、連番 90) という能因の歌の影響下に成立したものである。

まいか。「平安和歌歌枕地名索引」⁽¹⁴⁾によれば、信濃のみさか詠は上記二首を除いてはわずかに林葉集に一首がみられるだけであり、能因と為仲の両詠には白雲のうへという語が共通して、発想も同題のものであると言えよう。⁽¹⁵⁾ともかくも兼房家に入入りしたと思われる為仲が、以上の如き関係を能因との間にもつていたことは留意しておく必要がある。

さて、範永朝臣集(連番 22)は次のような範永の歌を載せている。

さぬきのせしまたひと／＼あつまりてちるはなをおしむこころ

ちるはなもあはれとやみすいそのかみふりはつるまでをしむこころを

この一首は詞花集(卷一・春)に入集して、同集の詞書には「藤原兼房朝臣の家にて老人惜花といふことをよめる」と、より明らかなる形で同首の成立事情及び歌題を示している。当代の受領層歌人群においては重要な歌人の一人としてその地位を得ている範永が、為仲と同様に兼房家での歌会に列席して歌を詠み残していることも注目すべき事柄ではあるが、この範永も又能因と関係をもつていたことは同時に見逃すことのできない事実である。すなわち、範永集(連番 98)に「古曾部入道能因伊よへくたるに／＼としふともひとしとはすはたかさこのをのへのまつのかひやなからむ」という詠があり、加えて後拾遺集(卷一・春上)に「美作に下りけるにおほいまうち君のかづけ物の事を思ひ出で、範永の朝臣のもとに遣しける／＼ふとも我わすれめや桜花こけの袂にちりてかゝりし」という能因の詠がある。これらのことは、少なくとも能因と範永が歌人としての交友関係をもつたことを証明しようし、又能因の宮廷貴族歌人に接する態度の一端をも暗示している。

一方、同じく範永集(連番 102)には「詠錫杖一首／＼のりのごゑつくにつゑなれはみもくらくともたれかまとはむ」という詠があつて、同題の詠は能因法師集(連番 35)にも「錫杖／我はたゝあはれとそおもふしての山ふりはへこえむつゑとおもへは」とみえる。両者の関係、題の特殊性などから考えると同時の作であることが想像される。ところが、伊勢大輔集によれば、その詞書に兼房が中心となつて錫杖題の歌を数人の歌人に詠ませた旨が述べられている(歌(50)参照)。類従本藤原家経朝臣集にも「錫杖歌／これやこの手にとりならず人は皆よゝの仏になるといふもの」(連番 19)と同題の詠がみえており、一方で能因と家経との関係も家経

朝臣集において知れるのであるが、この点に主催者としての兼房の役割を見い出すことができる。当代歌人間における兼房の在り様もかなり明らかとなつてくるのではあるまいか。

※

以上、兼房の交友関係を中心に彼の歌人活動をみてきた。上に述べた能因・為仲・範永・伊勢大輔・家経などの歌人以外に、兼房は経衡・相模・出羽弁・経長などとの交友関係も知れ⁽¹⁷⁾、中でも経衡・相模は能因自身交友関係をもつた歌人である。こゝでは兼房家での歌会に参加しているという点で、とりわけ兼房と歌人としての交友が深かつたであろうと推察される数人の歌人について述べてきた次第である。知られるところでは三十首に満たない歌を詠み残しているにすぎない兼房という歌人は、単に宮廷歌合や自らの人生の折節に歌を詠むといった和歌創作活動にとどまらず、自ら歌会や歌合を催し、錫杖題にみられる如く歌題を与えることによつて詠作のチャンスを与えるという、いわば和歌創作の場の提供者としての一面を彼の歌人活動の一端に覗かせている。さきの範永の兼房家歌会での詠を証す詞書には「またひとく／＼あつまりて」という表現がみられ、このことは、とりもなおさず、範永が列席した兼房家での歌会が一度ならず二度以上にわたつたことを示している。そこには、兼房の和歌への少なからぬ執着をみることができようし、十訓抄の伝える兼房の歌道におけるすきもの性格のあらわれも感じとることができよう。形式的には世のアウトサイダーと捉えられる能因が、長元八年関白歌合や永承四年内裏歌合などの宮廷歌合に宮廷貴族に伍して和歌を詠進し、当時の宮廷貴族歌人達と接触を持ち得た一因に、兼房家歌会といったいわば好士の集まりでの創作活動が想定されはしないであろうか。そうして、それを可能ならしめたものは、前言を繰り返すならば、両者の和歌への傾倒といったものであつたろう。かく推測し得るとすれば、能因自身がその家集において京にて好事七八人許と限定した好事は、例えば兼房の如き人物にその面影を求めてよいはずである。

それはさておき、例えば四条宮下野集にみられるような、為仲以下範永・経衡等の歌人として又貴族生活者としての華やいた宮廷の日常とは趣をかえて、前述した兼房家における彼らのさゝやかな詠作活動の如きものが、或る意味では、俊成の言うひとへにをかしき

風・躰なる後拾遺集の新風を生み出す諸要因の一つに加えられてよいのではあるまいか。このことは現に、兼房家に入出した歌人達が、
能因 26首、範永 14首、(兼房 7首)、為仲 2首の後拾遺集入集という形で結実している。とすれば、兼房という歌人の和歌史的位
置を考へてみる時、彼の場の提供者としての側面が一層クローズアップされてもよいように思われる。土右記の記す好和歌なる彼の性
格は、単に彼の詠歌数によつてのみ解釈されるべきでなく、如上の意味合を含めて解されるべきではなからうか。

藤原兼房和歌拾遺

以下は管見に入つた兼房の和歌を一括して収録したものである。勅撰集を第一とし、以下私撰集、私家集、歌合、物語にみられる順
で掲げた。なお、重複歌は省略し、() を付した詞書は集においてその詞書の並びにあることを示す。又、漢字、仮名は適宜改めた。

(永承五年六月五日祐子内親王の歌合によめる)

(1) 夏の夜はさてもやなくと郭公二声聞ける人に問はよや

(後拾遺集・夏・196)

(永承四年内裏の歌合に搦衣をよみ侍りける)

(2) うたゝねに夜やふけぬらむ唐衣うつ声高くなりまさるなり

(同上、秋下・337)

屏風の絵に車おさへて紅葉見る所をよめる

(3) ふる里はまだ遠けれど紅葉の色に心のとまりぬる哉

(同上、秋下・345)

桂の山庄にてしぐれのいたうふり侍りければよめる

(4) あはれにも絶えず音する時雨かな問ふべき人とはぬすみかをト

(同上、冬・380)

題しらす

(5) いはぬまはまだ知らじかし限なく我が思ふべき人は我れ共 (同上、恋一、620)

静範法師やはたの宮のことにかゝりて伊豆の国にながされて又の年五月にうちの大式三位のもとにつかはしける

(6) さつきやみこゝひのもりの郭公人しれすのみなき渡る哉 (同上、雑三、997)

みまさかの守てに侍る時滝のまへに石たて水せき入れてよみ侍りける

(7) せきたる名こそながれてとまるとも絶えずみるべき滝の糸かは (同上、雑四、1058)

道雅卿の家の歌合に梅花をよめる

(8) ちりかゝる影はみゆれど梅の花水には香こそ移らざりけれ (金葉集、春、20)

選子内親王いつきにおはしましける時雪ふりたるに月のあかゝりける夜参りたりけれど女房達ねたりけるにや月も見ざりけれ

ば殿上の御簾にむすびつけゝる歌

(9) かき暮し雨ふる夜はいかならむ月と雪とはかひなかりけり (同上、冬、312)

兼房の朝臣丹後守にてくだりけるにつかはしける 大納言経長

君うしや花のみやこの花をみて苗代水にいそぐ心は

かへし

藤原兼房朝臣

(10) よそに聞く苗代水に哀れわがおりたつ名をも流しつる哉 (同上、別離、356)

つねよりも世間はかなく聞えける頃さがみがもとに遣しける

(11) あはれとも誰かは我を思出でむある世をだにも問ふ人もなし (千載集、雑中、1094)

能因法師身まかりて後よみ侍りける

(12) ありし世にしほしも見ではなかりしをあはれとばかりいひてやみぬる (新古今集、哀傷、845)

後一条院の中宮かくれさせ給ひにける頃限なくかなしき色のうちの有様七条の後うせ給ひて荒れのみまさるといひけむも思ひ

出でられて中宮亮兼房朝臣に申し遣しける

出羽弁

目の前にかく荒れはつる伊勢の海をよその渚と思ひける哉

かへし

藤原兼房朝臣

(13) 古のあまのすみけむいせの海もかゝる渚はあらじとぞ思ふ

(玉葉集、雜四、2352)

永承五年祐子内親王家の歌合に桜を

(14) のどかにも見ゆる桜の匂ひかな宿のけしきや風も知るらむ

(統後拾遺集、春下、94)

永承四年内裏の歌合に

(15) つれなきに思ひ絶えなで猶恋ふる我が心をぞ今は恨むる

(新統古今集、恋五、1477)

丹後守に侍りける頃あひ語らひける女の許に又人ものいひ渡るよし聞きてつかはしける

(16) まことにや人のしるには絶えにけむ生野の里の夏引の糸

(同上、1519)

播磨守に侍りける時木工権頭をくにととめをけりけるくたるたひにはいつしかいてきけるを身まかりける後まかり下りてよ

める

(17) いつしかと思ひ顔なるけしきにてまつこし人のみえぬたひ哉

(統詞花集、哀傷)

たいしらす

(18) 何こともわすれぬる哉なつかしや梅咲やとの春のあけぼの

(万代集、春上)

さぬきのせしかねふさかくはへし

(19) つれつれはなにともまさるやまひかないのりやるへきかたのなきかな

(桂宮本経衡集)

かねふさの君「まことちち」さくふむの歌人々よむをよみたらはをこせよみむとありしにまたよますといひしかはかく

(20) 此つえになをかゝれともおもほゆるつかはすみちにおくれもそする

返し

きりをきておこなふみちのつゑなればみつのふしとはうかはさらめや

(桂宮本伊勢大輔集(甲))

千鳥

(21) 夕暮は空に千鳥ぞ聞ゆなる天の川原に鳴くにやあるらむ (永承四年内裏歌合 十二番左)

鹿

(22) 高砂に妻恋ひかねて鳴く鹿は逢坂山にゆきて住めかし (永承五年祐子内親王歌合、十四番右)

(23) わか宿に初音は来鳴けほととぎすまず聞きてきと人に語らむ (左京大夫道雅障子絵合)

暮の冬山里に雪つもれり、門の前に人来たり

(24) 秋だにも来る人もなし山里に雪を分けては誰かとふべき (同上)

(25) 吹く風に雲やはらん月影の見るにもまさる光なりけり (栄花物語 御裳着の巻)

(26) 影見てぞ行末までも知られける澄む池水も心あるらし (同上)

(27) おぼつかな今日は子の日を山菅のひきたがへても祈りつる哉 (同上、殿上の花見の巻)

存疑歌

(28) おもひやれやそうぢ人のきみがためひとつこゝろにいのりのりを (長元八年頼通歌合、九番右)⁽¹⁹⁾

注

(1) 本文は「歌論集一」(中世の文学、昭46、三弥井書店刊)所収のものに依った。校注者松野陽一氏は「ひとへをかしき風躰也けん」に関して「一図に新奇・破格な着想・表現をねらった歌風のようだ」と注し、上野理氏の論考も併せて引用されておられる。

- (2) 和歌六人党は、歌人やその記載順序について、伝書によって相違がみられる。犬養廉「和歌六人党に関する試論」(国語と国文学、昭31・9)を参照されたい。
- (3) 北山茂夫「王朝政治史論」(1970・4・岩波書店刊)250ページ参照。
- (4) 萩谷朴「小少将の君と大納言の君」(国文学、8の15)
- (5) 兼房の生年及び生涯を述べるにあたっては、「平安朝歌合大成」(四)所収「天喜二年秋播磨守兼房歌合」の項における萩谷氏の御指摘や目崎徳衛氏の「能因法師の伝における二、三の問題」(芸林、昭34・4、6月号)の御指摘に負う所が少なくないが、それ／＼以下にことわらないことを記しておく。両氏の御論考に謝意を表する次第である。
- (6) 歌(a)とあるものは、末尾の「兼房和歌拾遺」の項の当該番号を示す。
- (7) 「兼房の右衛門佐」といった記載の仕方においては、兼房の子もしくはそれに近い関係の者である右衛門佐とも解し得るが、適任者を見出せないのによつて、ひとまず兼房の官とした。御教示を仰ぎたい。
- (8) 歌(9)参照。
- (9) 栄花物語は正月の事として記載しているが、萩谷氏の御指摘によつて改めた。
- (10) 能因法師集(連番89)、「公資朝臣のさかみになりて下るに／＼ふるさとおもひいてつる秋かせにきよみかせきをこえむとすら
ん」
- (11) 「すぎもの」の意であろう。これに関しては、すでに小町谷照彦「和歌的幻像の追求」(日本文学、1970・7)の好論がある。
- (12) 橘為仲及びその集に関しては、犬養廉「橘為仲とその集」(国語と国文学、昭33・12)久保木哲夫「橘為仲集考」(同、昭46・4)などに先学の成果が収められている。こゝで為仲集甲本・乙本としたのはそれらによつた。
- (13) 犬養氏によれば(前掲論文、注(12)参照)この能因と為仲との邂逅は長久四年四月の折のこととされている。
- (14) 片桐洋一監修、ひめまつ会の会編、(昭47・2、大学堂書店発行)

(15) 為仲の詠は越後守赴任時（大養氏の推定に従えば延久元年秋頃）の成立で、この時すでに能因は没している。

(16) 桂宮本叢書第三卷所収のものによる。

(17) 歌(19)・(11)・(13)・(10)等参照。

(18) 十訓抄第四の二に、兼房が納得のいく歌をなか／＼詠み出せなかつたので、常に人丸を念じていたところ、一夜の夢に人丸が現われ、それを絵に写しとらせて日夜拝しているうちに歌も結構に詠めるようになった、という説話がみえる。（岩波文庫本、

104ページ参照）

(19) この歌の作者は、十卷本歌合卷にはその作者記名なく、廿卷本には兼房・後拾遺集（賀、45）には藤原為盛女、栄花物語（歌合の卷）には資房の少将（伊勢大輔イ）、袋草紙には藤為盛女兼房朝臣代敷、左経記長元八年五月十六日の条には資業と傍注して、定かではない。